

美里町競争入札参加者心得

(令和5年1月30日決裁)

(趣旨)

第1条 町が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負、調査、設計及び測量の業務委託、土木施設維持管理の業務委託及びその他の業務委託並びに物品の製造の請負、買入れ、修繕又は売払いに係る競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、美里町契約規則（平成9年規則第5号。以下「契約規則」という。）その他関係法令及び美里町公共工事等電子入札運用基準並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、美里町建設工事請負契約約款（業務委託の場合は、美里町委託契約約款。物品の場合は、美里町物品契約約款。以下「契約約款」という。）、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び質疑応答書（様式第1号）を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設計図書」という。）、美里町競争入札参加者心得、入札公告、指名通知及び入札説明書の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換をしてはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続に際し、町の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

6 一般競争入札の参加者は、入札の公正さが阻害されるおそれがある次の各号

のいずれかに該当する入札を行ってはならない。ただし、同項第1号又は第2号の場合、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）の更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。また同項第3号の場合、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等である場合を除く。なお、共同企業体の入札参加の場合、各構成員が他の入札参加者（共同企業体の場合、各構成員）と次の各号のいずれかの関係にないこと。

- (1) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。
- (3) 一方の会社等の役員（「①代表権を有する取締役」、「②取締役（社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。
- (4) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

（指名の取消等）

第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
 - (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
 - (3) 営業停止命令を受けたとき。
 - (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
 - (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- 2 前項各号に該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消す。
- 3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、政令第167条の4第2項の規定に該当するとき、又はこれに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。

4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 美里町内で工事事故を起こしたとき。

5 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、美里町建設工事等の契約に関する指名停止等措置要綱（平成22年告示第70号）に基づき指名停止措置を受けた場合、及び美里町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年告示第82号）第3条に基づく指名除外措置を受けた場合は、その指名を取り消す。

6 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、国又は他の地方公共団体から指名停止措置及び指名除外措置を受けた場合は、その指名を取り消すことができる。

（一般競争入札の参加資格）

第5条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約規則第17条の規定により美里町の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、町長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 美里町競争入札参加資格者名簿に、対象案件に対応する業種で登載されている者であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値
- (3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値
- (4) 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地
- (5) 一定基準を満たす同種又は類似工事の施工実績
- (6) 当該工事に配置予定の技術者
- (7) その他必要と認める事項

（入札）

第6条 入札参加者は、設計図書について疑義があるときは、入札公告等の定めるところにより質問することができる。

2 入札は、入札公告、指名通知及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）で指示した日時及び方法等に従い、書面により入札書を提出する方法（以下「紙入札」という。）又は電子入札システムにより行う。ただし、紙入札を郵便による入札により行う場合の実施について必要な事項は別に定める。

3 紙入札にあつては、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認めない。また、電子入札システムにあつては、開札時において入札書が不着の場合は辞退したものと扱う。

4 入札公告等で指示がある場合を除き、入札参加者の数が1者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次の各号に掲げるときに、入札参加者の数が1者になった場合はこの限りでない。

(1) 再度入札のとき。

(2) 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合（以下「ダイレクト入札」という。）において、入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき。

5 紙入札にあつては、次の各号に定めるところにより、入札を行うこととする。

(1) 入札参加者は、入札書（様式第2号～第4号）に必要事項を記載し、記名のうえ、これを封書にして入札しなければならない。

(2) 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人に入札委任状（様式第5号）を提出させなければならない。

(3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対するその他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

(4) 入札者は、1入札参加者について1人限りとし、入札室に立ち入る者も1入札参加者について1人限りとする。

6 入札は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額により行わなければならない。ただし、入札公告等において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

7 入札参加者は、町長から特に指示のない限り、初度入札時に入札金額積算内訳書（様式第6号～第9号）を提出しなければならない。

8 入札参加者は、町長から誓約書（様式第10号）の提出を求められたときは、入札公告等又は町長の指示に従い提出しなければならない。

9 入札参加者は、町長から総合評価方式に係る技術資料の提出を求められたときは、入札公告等又は町長の指示に従い提出しなければならない。

（入札の辞退）

第7条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる

る。ただし、電子入札の場合でやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、美里町公共工事等電子入札運用基準に基づき、辞退を申し出るものとする。ただし、紙入札にあっては、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第11号）を直接持参、郵送又は電子メールにて行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第8条 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額積算内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

（入札の取りやめ等）

第9条 町長は、第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

（談合情報への対応）

第10条 入札参加者の談合等の不正行為に関する情報があった場合、美里町談合情報対応要領により処理するものとする。

（開札の方法）

第11条 開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札による場合は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(1) 入札に参加する資格のない者がしたもの

(2) 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、参加資格審査のために町長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がしたもの

(3) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

(4) 電子証明書を不正に使用した者がしたもの

- (5) 郵便（紙入札を郵便による入札により行う場合は除く）、電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がしたもの
- (6) 不備な入札金額積算内訳書を提出した者がしたもの
- (7) 談合その他不正行為があったと認められるもの
- (8) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がしたもの
- (9) 入札後に辞退を申し出て、その申出が入札執行者に受理された者がしたもの
- (10) 紙入札の場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がしたもの
 - ア 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
 - イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - エ 2通以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (11) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がしたもの（落札者の決定）

第13条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札をした者のうち最低の価格の入札をした者）とする。ただし、ダイレクト入札の場合は、入札価格の低い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

2 総合評価方式を適用した場合は、前項の規定にかかわらず予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値又は総合評価点（以下「評価値等」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、一般競争入札の事後審査方式による入札の場合は、評価値等の高い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

3 町長は、落札者の決定がなされたときは、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、紙入札による場合は、その場で当該入札者にその旨を発表し、後日通知する。

4 町長は、落札者から次の各号に掲げる書類を徴取するものとする。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについて徴取するものとする。

- (1) 落札者が免税事業者の場合は免税事業者届出書（様式第12号）
 - (2) 当該入札が建設工事及び土木施設維持管理に係るものである場合は、社会保険等の加入に関する届出書（様式第13号）又は社会保険等の適用除外に関する届出書（様式第14号）
- （くじによる落札者の決定）

第14条 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるとき（総合評価方式を適用した場合は、評価値等が最も高い者が2者以上あるとき）は、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。ただし、紙入札の場合は、直ちに当該入札者に落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 前項のくじ引に当たり、当該入札者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（再度入札）

第15条 初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行う。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加することができない。

(1) 無効の入札をした者

(2) 最低制限価格に満たない価格の入札をしたもの

3 再度入札の回数は、1回限りとする。ただし、紙入札の場合は、2回までとする。

4 再度入札によってもなお落札者がいないときは、最低価格入札者と協議を行い、両者合意のうえ契約を締結することができる。（契約書等の提出）

第16条 落札者は、第13条の通知を受けた日から5日以内に、契約書に記名押印のうえ、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出（電子契約の場合は、契約内容に同意し、押印に代わる電磁的処理を施した上、契約に必要な書類を提出）しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

（契約の確定）

第17条 契約は、町長と落札者が契約書に記名押印（電子契約の場合は、双方の電子署名が完了）したときに確定する。

（町議会の議決を要する契約）

第18条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、町議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書を取りかわすものとする。

（異議の申立）

第19条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第20条 提出された入札金額積算内訳書は、入札関係書類として保管し、情報を開示することがある。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会へ資料提供する。

2 建設工事の入札参加者は、当該入札に係る契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていなければならない。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合はこの限りでない。

附 則

1 この心得は、令和5年2月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、令和5年1月31日までに公告し又は指名通知等を発したものについては、なお従前の例による。